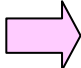


## 労働保険・社会保険関連法改正内容

## 1. 雇用保険法

## (1) 雇用保険料率の改定 (2010.4.1 施行)

	労働者	事業主	合計		労働者	事業主	合計
一般事業	4/1000	7/1000	11/1000		6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産等	5/1000	8/1000	13/1000		7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設業	5/1000	9/1000	14/1000		7/1000	11.5/1000	18.5/1000

## (2) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大 (2010.4 適用予定)

非正規労働者に対するセーフティネット機能強化の観点から、次の改正が行われる。

## ① 短時間就労者の雇用保険適用基準の緩和

「6か月以上の雇用の見込み、かつ週所定労働時間 20 時間以上」  
→「31 日以上雇用の見込み、かつ週所定労働時間 20 時間以上」

## ② 短期雇用特例被保険者のうち、1 年未満の雇用に就くことを常態とする者（短期常態）については、季節的に雇用される者に該当し短期雇用特例被保険者となる場合を除いて、一般被保険者として適用することとした。

## ③ 日雇労働被保険者が、同一の事業主に 31 日以上継続して雇用された場合は、原則として一般被保険者へ切り替えることとした。

これらに伴い、次のような改正が行われた。

## a. 適用除外基準等の改正

次に掲げる者については、雇用保険法は適用しない。

## ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満である者（除：日雇労働被保険者）

## ② 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者（除：前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者および日雇労働被保険者に該当することとなる者）

## ③ 季節的に雇用される者であって、次の b ① のイまたはロのいずれかに該当する者

## ④ 学校教育法に規定する学校の学生または生徒

## b. 短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者の改正

## ① 被保険者であって、季節的に雇用される者のうち次のいずれにも該当しないもの（日雇労働被保険者を除く）を短期雇用特例被保険者とする。

イ. 4 カ月以内の期間を定めて雇用される者

ロ. 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数（30 時間）未満である者

## ② 日々雇用される者または 30 日以内の期間を定めて雇用される者が、同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用されたときは、公共職業安定所長の認可を受けた場合を除き、日雇労働者に該当しない。

## (3) 特例対象者にかかる特例

## ① 事業主が資格取得届の提出を行わなかったために未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細書等の書類により確認された者（特例対象者）について、2 年を超えて遡及適用することとし、当該期間を被保険者期間の算定に係る算定対象期間の対象とすることとし、さらに所定給付日数に係る算定基礎期間に算入することとした。

## ② ①の場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認された場合には、保険料の徴収時効である 2 年経過後も保険料（特例納付保険料）を納付することができることとし、厚生労働大臣は当該事業主に対して納付を勧奨しなければならないこととした。

## 2. 労働基準法（2010.4.1 施行）

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的とする改正が行われる。

### (1) 法定割増賃金率の引き上げ（中小事業主は当分の間適用しない）

#### ① 1カ月について60時間を超えて時間外労働をさせた場合

その超えた時間について5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

#### ② 労使協定を締結した場合には、1カ月について60時間を超える時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、改正法による引き上げ分（2割5分から5割に引き上げた場合の差の2割5分）の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇（「代替休暇」）を付与することができることとした。

### (2) 年次有給休暇の時間単位取得

労使協定により、年次有給休暇を時間単位で付与することができることとした。

## 3. 障害者雇用促進法（2010.7.1 施行）

### (1) 障害者雇用納付金

障害者雇用納付金（徴収）が以下の通り改正される。 [一人当たり金額]

常時雇用する労働者数	現行	2015/6 迄	2015/7 以降
201人以上 300人以下	なし	40,000円	50,000円
301人以上	50,000円	50,000円	50,000円

※ 障害者雇用調整金（給付）は変更なし（27,000円/人）

### (2) 障害者の短時間労働への対応

障害者雇用数のカウントについて、短時間労働者（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）も実雇用率にカウントすることとする。

区 分	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満
身体障害者	1 カウント	0.5 カウント
重度	2 カウント	1 カウント
知的障害者	1 カウント	0.5 カウント
重度	2 カウント	1 カウント
精神障害者	1 カウント	0.5 カウント

※ 塗りつぶし部分が今回の改正部分

## 4. 次世代支援法

現行 301 人以上の労働者を雇用する事業主が対象となっている次世代育成支援対策を 101 人以上 300 人以下の事業主も適用となる。（2011.4 施行）

### 【チェックポイント】

#### (1) 公表の方法

##### ① インターネットの利用

- ・ 両立支援のひろば (<http://www.ryouritsushien.jp/>) の利用など
- ・ 自社のホームページへの掲載

##### ② その他の適切な方法

- ・ 日刊紙への掲載
- ・ 県の広報紙への掲載など

#### (2) 従業員への周知方法

- ① 事業所の見やすい場所への掲示、または備え付けること
- ② 書面を従業員へ交付すること
- ③ 電子メールを利用して従業員へ送信すること
- ④ その他の適切な方法

#### (3) 公表および従業員へ周知すべき事項

一般事業主行動計画自体を公表および従業員へ周知することが必要

※ 一般事業主行動計画の概要の公表・周知では不可

(4) 公表および従業員へ周知する時期

① 一般事業主行動計画の策定→おおむね3カ月以内

② 一般事業主行動計画の変更（計画期間、目標または次世代育成支援対策の内容について変更する場合→おおむね3カ月以内

5. 育児・介護休業法（2010.6.30 施行）

(1) 子育て期間中の働き方の見直し

① 3歳までの子を養育する労働者について（義務化）

- 短時間勤務（1日6時間）の制度化

- 労働者からの請求があったときの所定外労働の免除

② 子の看護休暇制度の拡充

小学校就学前の子 1人であれば年5日（現行通り）

2人以上であれば年10日

(2) 父親も子育てができる働き方の実現

① 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2カ月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）

② 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度育児休業を取得可能とする

③ 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止

(3) 仕事と介護の両立支援

介護のための短期の休暇制度を創設する

（要介護状態の対象家族 1人であれば年5日、2人以上であれば年10日）

(4) 実効性の確保

① 苦情処理・紛争解決の援助および調停の仕組みを創設する

② 勧告に従わない場合の公表制度および報告を求めた場合に報告をせず、または虚偽の報告をした者に対する過料を創設する

6. 労働安全衛生法（2010.4.1 施行）

(1) 定期健康診断における胸部エックス線検査および喀痰検査の対象者の見直し

胸部エックス線検査および喀痰検査は、40歳未満の者（20歳、25歳、30歳および35歳の者を除く）で、①または②のいずれにも該当しないものについては、医師が必要でないと認めるときは省略することができることとされた。

① 学校（専修学校および各種学校を含み、幼稚園を除く）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設または特定の社会福祉施設において業務に従事する者であること

② 常時粉じん作業に従事する労働者で、“じん肺管理区分が管理1のものまたは常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理2である労働者であること

(2) 労働者死傷病報告の様式の変更

現行：・派遣労働者が労働災害等により死亡し、または休業したときには、派遣先の事業者は労働者死傷病報告を作成し、派遣先の事業場を所轄する労働基準監督署長に提出するとともに、その写しを派遣元の事業者に送付

・派遣元の事業者は、派遣先から送付のあった写しの内容を踏まえ、労働者死傷病報告を作成し、派遣元の事業場を所轄する労働基準監督署長に提出

今回の改正で、派遣先の事業者からの労働者死傷病報告の提出の徹底を図るため、「労働者死傷病報告」の様式が変更された。

## 7. 健康保険法

- (1) 介護保険料率の決定（2010.3.1 施行）  
協会管掌健康保険の介護保険料率  
1000 分の 11.9→1000 分の 15.0  
※ 組合管掌健康保険の場合は、各健康保険組合ごとに決定される。
- (2) 協会管掌健康保険の都道府県単位保険料率の変更（2010.3.1 施行）  
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,0,131,586.html>  
※ 組合管掌健康保険の場合は、各健康保険組合ごとに決定される。  
【参考】東京都 1000 分の 81.8→1000 分の 93.2

## 8. 厚生年金保険法

- (1) 保険料率の改定（2010.9 変更）  
一般 1000 分の 78.52→1000 分の 80.29
- (2) 在職老齢年金に係る支給停止調整額の改定（2010.4 施行）  
65 歳以上の者の在職老齢年金の基準となる月額（支給停止調整額）/65 歳前の特別支給の老齢厚生年金に係る在職老齢年金の基準となる月額（支給停止調整変更額）の改定  
48 万円→47 万円

## 9. 確定拠出年金制度（2010.1.1 施行）

拠出限度額の改正 5.1 万円

【改正法案審議予定】

### ■ 確定拠出年金制度の見直し

- (1) 企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入に係る掛金の所得控除の適用  
企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）について、拠出限度額（①他の企業年金がない場合は 5.1 万円、他の企業年金がある場合は 2.55 万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で認め、これを所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とする
- (2) 中途引き出し要件の緩和  
確定拠出年金は、原則として途中で資産を引き出すことを認めていないが、企業を退職した者で資産額が少なく、かつ、掛金を継続して提出する意思のない者について、途中で資産を引き出すことを可能とする。  
（具体的には、個人型年金加入者となれる者であっても、実質的に個人型年金加入者となれない者と同等とみなすことができる者（2 年以上掛金を拠出せず、資産額が 25 万円以下の者）について、脱退一時金を支給することができること
- (3) 資格喪失年齢の引き上げ  
60 歳→60 歳以降も引き続き雇用される者について、60 歳から 65 歳までの間も一定年齢まで引き続き加入可能

### ※ 子供手当の支給に関する法律（2010 年度）

- (1) 子ども手当の支給
  - ・ 中学校修了前までの子ども一人につき、月額 13,000 円（所得制限なし）
  - ・ 支給月 2010/6,10,2011/2,6
- (2) 費用負担  
国・都道府県・市町村・事業主が負担
- (3) 児童手当をすでに受給している世帯について申請免除等の経過措置を設ける。

以 上